

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局（緑政土木局関連事務に限る。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
緑政土木局		総務課、企画経理課、技術指導課
		土木事務所（東、西、瑞穂、緑、天白）
	路政部	道路管理課、道路利活用課、道路維持課、自転車利用課
	道路建設部	用地管理課、用地補償課、道路建設課
	河川部	河川管理課、河川計画課、河川工務課、ポンプ施設管理事務所
		都市農業課、農業センター
	緑地部	緑地管理課、緑地利活用課、緑地維持課、緑地事業課
		東山総合公園
農業委員会事務局		農政課、東部・緑農政課、中川農政課
財政局	契約部	契約監理課、工事契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の指定管理者及び施設の管理に係る緑政土木局の事務を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市東谷山フルーツパーク	公益財団法人名古屋市みどりの協会	平成30年 4月 1日 ～令和10年 3月31日
名古屋市農業文化園・戸田川緑地	チームYMO	平成30年 4月 1日 ～令和 4年 3月31日
名古屋市緑化センター・鶴舞公園	公益財団法人名古屋市みどりの協会	
東山公園展望塔	サンエイ株式会社	
名城公園	岩間造園株式会社	
荒子川公園	名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ	
庄内緑地	名古屋市みどりの協会・ミズノグループ	
白鳥庭園	しろとりの杜グループ	
日光川公園	PMI サンビーチ日光川	
徳川園	徳川の杜グループ	
みどりが丘公園	みどりの風グループ	
名古屋市池下駐車場	株式会社リテールバックオフィスサポート	平成31年 4月 1日 ～令和 6年 3月31日

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

- (1) 債権管理に係る事務は適正に行われているか
- (2) 現金の取扱い及び物品の管理は適正に行われているか
- (3) 内部統制体制の整備・運用が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

(1) 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和元年10月 1日から令和 2年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 2年 8月31日から令和 3年 3月23日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、監査の対象が処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突

合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、緑政土木局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査（緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局）

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 公園における行為許可使用料の債権管理について（収入事務）

本市では、名古屋市債権管理条例、債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）において債権の管理方法を定めており、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされている。また、期限までに納付されない場合は、文書等による催告を行うこととされている。

都市公園内で業として写真を撮影する場合等においては、名古屋市都市公園条例に基づき当該行為に係る市長の許可（以下「行為許可」という。）を受けるとされており、各土木事務所では行為許可に伴う使用料（以下「行為許可使用料」という。）を徴収している。

西土木事務所において行為許可使用料に係る債権の管理状況について調査したところ、履行期限が経過しているにもかかわらず督促状を発付していない事例が3件あり、うち2件についてはそのまま時効が完成していた。また、残りの1件については、時効は完成していなかったものの、約2年間にわたり文書等による催告を行っていなかった。

西土木事務所においては、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行われたい。
(西土木事務所)

なお、西土木事務所においては督促状の発付が漏れていた債権のうち、時効が完成していなかったものについて督促状を発付し、令和2年12月に納付された。また、発生している全ての債権の管理状況が把握しやすくなるよう一覧表を作成するとともに、組織として定期的に管理状況を確認するよう事務を改めており、必要な措置が講じられた。

(2) 公園愛護会及び街路樹愛護会への報償金の支出について（支出事務）

本市では、緑のまちづくり条例、緑のまちづくり条例施行細則及び公園愛護会要綱等により、市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行うことを目的として組織された団体を公園愛護会又は街路樹愛護会として認定することができ、一定期間以上継続した活動の実績があるなどの条件を満たしているものを、公園特定愛護会又は街路樹特定愛護会として認定できるとされている。

また、愛護会及び特定愛護会（以下「愛護会等」という。）の活動に対する支援として報償金を交付できるとされており、交付にあたっては土木事務所及び東山総合公園で、愛護会等から提出された活動内容報告書を確認の上、活動報告確認書を作成して緑地利活用課に報告を行い、報告を受けた緑地利活用課は、活動報告確認書に基づき活動内容を審査した上で交付することとされている。

各土木事務所及び東山総合公園において、令和元年度の活動内容報告書及び活動報告確認書について調査したところ、活動内容報告書の記載内容と活動報告確認書に記載された活動月数が一致しない事例が見受けられた。

各所属においては、当該事例について愛護会等の活動状況を再確認した上で、過払いとなっている事例については返納を求められたい。また、今後は、活動内容報告書の記載内容をよく確認した上で適正に活動報告確認書を作成されたい。
(東土木事務所、西土木事務所、瑞穂土木事務所、緑土木事務所)

また、平成28年5月13日に結果を公表した緑政土木局の定期監査でも各土木事務所に対して今回と同様の指摘がなされていることから、緑地利活用課にお

いては、再発防止に向けた対応策を検討されたい。

(緑地利活用課)

(3) 自転車駐車対策報償金の支出について (支出事務)

本市では、駅周辺における具体的な自転車等の駐車対策を推進するために、地域住民の協力団体として、地区自転車駐車対策推進協議会（以下「地区協議会」という。）の設置を進めており、名古屋市自転車駐車対策協力報償金支給要綱に基づき、駐車場の清掃等を実施した地区協議会に対して、週あたりの作業回数等に応じて報償金を交付している。

また、支払方法については、地区協議会が報告書を各区の地域力推進室に提出し、各区の地域力推進室は、報告書により地区協議会の活動状況を確認したときは、報償金支払依頼書を自転車利用課へ提出し、支払依頼書に基づき自転車利用課が地区協議会に報償金を交付している。

当該報償金の支出事務について調査したところ、活動状況報告書の様式には活動の延べ日数を記載する欄はあるが週ごとの活動日数及び活動内容を記載する欄がなく、また、支払依頼書の様式も同様であった。また、実際に各区から自転車利用課に提出された支払依頼書を確認したところ、一部の支払依頼書には手書きで週ごとの活動日数が補記されていたものの、ほとんどの支払依頼書では週ごとの活動日数を確認することができない状況となっていた。

自転車利用課においては、活動状況報告書及び支払依頼書の様式を見直すとともに、地区協議会の活動状況の確認を各区任せにすることなく、緑政土木局として地区協議会の実際の活動内容を確認した上で報償金を支出できるような仕組みを検討されたい。

(自転車利用課)

(4) 農業センター駐車場使用料徴収等業務委託について (契約事務)

農業センターでは、名古屋市農業センター条例等に基づき、催物などにより来場者数の大幅な増加が見込まれる期間については、自動車等の種別に応じて駐車場の使用料を徴収している。

農業センターは、当該使用料の徴収事務及び来場者の案内・誘導業務について委託しており、仕様書によると、受託者は使用料の徴収と引き換えに利用者に領収書の交付を行い、領収書の控えを基に駐車種別の台数、徴収した金額、

使用した領収書番号等を記載した出納簿を毎日農業センターに提出した上で、徴収した金額を本市に納付することとされている。

また、契約書の約款によると、業務の一部を再委託しようとする場合については、本市に下請負届を提出の上、承諾を得なければならないとされている。

当該委託契約について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 仕様書で定められた出納簿の様式と異なり、使用した領収書番号を記載する欄が設けられていない出納簿が使用されていたもの

イ 委託業務の一部について受託者から第三者に再委託が行われていたが、下請負届の提出がされていなかったもの

農業センターにおいては、受託者が仕様書等に沿って事務を執行しているかどうかの確認を徹底されたい。 (農業センター)

(5) 営業用乗用自動車乗車券の管理について (財産管理事務)

緑政土木局における営業用乗用自動車の利用については、緑政土木局営業用乗用自動車の利用基準等により定められており、所属長は非常配備のため参集を命ずる職員又は非常配備を解除されて帰宅する職員に対して、公共交通機関の利用が困難である場合等には、災害タクシー乗車券 (以下「タクシー乗車券」という。) を交付することができ、タクシー乗車券の交付を受けたものの使用しなかった職員は、速やかにタクシー乗車券を所属長に返納しなければならないとされている。

タクシー乗車券の取扱いについて調査したところ、非常配備に備えて事前にタクシー乗車券を交付された職員がそのタクシー乗車券を使用しなかった場合、次回の非常配備に備えてそのまま長期間にわたって保有し続けている事例が複数の所属において見受けられた。

タクシー乗車券を長期間にわたって職員が保有し続けることは、紛失し不正利用されるリスクがあり、金券類に準じて厳正に管理されるべきタクシー乗車券の管理として不適切であると考えられる。

事務を所管する総務課においては、タクシー乗車券を職員が使用しなかった場合の速やかな返納について局全体の統一的基準を設けるなど、タクシー乗車券を適切に管理するよう各所属に対して指導されたい。 (総務課)

なお、総務課においては、各所属に対しタクシー乗車券の適切な管理について周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(6) 備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、物品管理者は、使用中の備品を備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。

備品台帳及びその他関係書類等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品を購入しているが、備品台帳への受入れの登録が行われていないもの
(東山総合公園)

イ 備品の不用の決定及び廃棄を行っているが、備品台帳への廃棄の登録が行われていないもの
(自転車利用課、東山総合公園)

ウ 現在も使用しているが、過去に所在不明として不用の決定をし、備品台帳上は廃棄の登録が行われているもの
(農業センター)

各所属においては、備品台帳への正確な登録により備品の保有状況を把握し、適切な財産管理を徹底されたい。

なお、各所属においては備品台帳への正確な登録が行われ、必要な措置が講じられた。

(7) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品の出納は、金券類等出納簿により管理することとされている。

東山総合公園においては、各種観覧券の販売について事業者に委託しており、印刷業者から納品された各種観覧券を受託者へ払い出している。また、書損となった定期観覧券（年間パスポート）については、受託者から東山総合公園に返納され、東山総合公園において廃棄の処理を行っている。

定期観覧券の管理状況について調査したところ、受託者から1箇月分の書損となった定期観覧券が返納された後に、納品等を含む出納記録1箇月分をまとめて金券類等出納簿に登載していた。また、書損となった定期観覧券について、受託者から返納され実際に廃棄した日付ではなく、書損が発生した日付を廃棄

日として登載していた。

このような金券類等出納簿の登載状況では正確な在庫数を常に把握することは困難であるため、東山総合公園においては、名古屋市会計規則等に従い金券類等の管理を適正に行われたい。(東山総合公園)

なお、東山総合公園においては、委託業者に対して日ごとに書損となった定期観覧券の返納を求めることとし、受払いの都度金券類等出納簿へ登載するよう事務手続を改めており、必要な措置が講じられた。

(8) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

緑政土木局における外部記録媒体利用基準では、所属長は、所有する外部記録媒体の種類、保管場所、最終処理方法等を外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）に登載し管理すること、利用目的等が適切であるかどうかを外部記録媒体利用簿（以下「利用簿」という。）で確認すること、月に1回、外部記録媒体の現物を管理簿及び利用簿と突合し保有状況の確認をすること等が定められている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、所有している外部記録媒体について管理簿への記載が漏れているなどの不適切な事例が多く所属において見受けられた。

各所属においては、紛失や盗難等における情報漏えいリスクの高い外部記録媒体の適切な管理の重要性について再認識した上で、外部記録媒体を適正に管理されたい。

(総務課、企画経理課、技術指導課、東土木事務所、緑土木事務所、
天白土木事務所、道路管理課、道路利活用課、自転車利用課、
用地管理課、用地補償課、道路建設課、河川管理課、
河川計画課、河川工務課、都市農業課、緑地管理課、
緑地利活用課、緑地維持課、東山総合公園)

また、利用簿上、利用者を複数人または全職員、利用期間を1年間と記載し、実際の持出しの都度の記録がなされていない事例が多く所属で見受けられた。局の情報保護担当である総務課に確認したところ、各所属に対して示された利用簿の記入例は利用者が複数であったり利用期間が1年間となっており、また、

利用期間が1年間の場合には実際の持出しごとに利用簿への記録は必要ない旨の事務連絡が総務課から各所属に対してなされているとのことであり、各所属においてはその事務連絡を踏まえて上記のような利用簿の記載を行っていたところである。

外部記録媒体利用基準によると、所属長は利用簿により、外部記録媒体の利用者、利用期間、持出先等を確認することとなっているが、現行のような運用方法では、実際の利用者や利用日、持出先などが何ら確認できないことから、総務課においては外部記録媒体の管理方法についての見直しを検討されたい。

(総務課)

なお、各所属においては、適正な管理方法に改められるとともに、総務課においては、外部記録媒体の管理方法を見直した上で各所属に周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(9) 道路工事の施行承認事務について（行政運営事務）

道路法（昭和27年法律第180号）、名古屋市道路管理規則によれば、道路管理者以外の者が、車両が民地内の駐車場等に出入りするための乗入れ施設を歩道に設置するなどの道路に関する工事を行う場合には、あらかじめ土木事務所に道路工事施行承認申請書を提出し承認を受けなければならない、承認を受けた者が、工事に着手しようとするときは、原則としてあらかじめ工事着手届を、工事が完了したときは直ちに工事完了届を提出し、完了検査を受けなければならないとされている。

また、承認にあたっては承認条件が付されており、上記の工事着手届や工事完了届の提出が必要な旨などが申請者に明示されている。

各土木事務所において、道路工事施行承認に関する申請書類等について調査したところ、工事着手届や工事完了届が未提出のものや検査調書に検査結果や検査年月日の記載がないものなど不適切な事例が見受けられた。

各土木事務所においては、申請者が承認条件に従って承認工事を行うよう指導を徹底するとともに、適切に完了検査を行うよう改善されたい。

(東土木事務所、西土木事務所、瑞穂土木事務所、
緑土木事務所、天白土木事務所)

また、道路管理課においては、工事完了届の提出だけではなくそれ以外の承認条件が守られていない事例も散見されることから、市ウェブサイト等での事業者への周知内容の見直し等の対策を行われたい。(道路管理課)

(10) 農地台帳の原本証明事務について (行政運営事務)

農業委員会では、農地法 (昭和27年法律第 229号) に基づき、一筆ごとに農地の所有者の氏名及び住所、農地の所在や面積等を記録した農地台帳を作成し、各種申請において必要となる場合には、農地台帳の原本証明書の交付を行っている。農地台帳の原本証明書の交付申請ができるのは原則として所有者及び相続人のみとされており、委任状がある場合に限り受任者名で交付申請ができ、受任者に交付することができるかとされている。

中川農政課において、農地台帳の原本証明書の交付申請に関する書類について調査したところ、交付決定の決裁に委任状が添付されていない事例が見受けられた。

中川農政課によると、交付申請書の提出時に委任状は確認したものの、その場で返却してしまったとのことであるが、中川農政課においては委任状について確実に収受されたい。(中川農政課)

なお、中川農政課においては、職員向けの窓口対応マニュアルに委任状を確実に収受する旨を追記した上で窓口で常設するとともに、職員への周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

2 財政援助団体等監査 (公の施設の指定管理者監査)

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者においては、今後の事業執行にあたり、該当する事項については是正されたい。所管局においては、指定管理者に対し是正内容の確認や、助言、指導を行うほか、自らに該当する事項を是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等が発生することのないよう必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、既に指定管理者が是正及び所管局が措置を講じたものについては、その内容を記載した。

**(1) 世界の熱帯果樹温室の利用料金の徴収事務及びフルーツパーク要綱について
(収入事務)**

名古屋市東谷山フルーツパーク条例、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（以下「フルーツパーク条例等」という。）及び名古屋市東谷山フルーツパーク利用料金減免取扱要綱（以下「フルーツパーク要綱」という。）によれば、世界の熱帯果樹温室を利用する者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならないとされ、利用者が一定の事由に該当する場合には、利用料金減免届出書の提出等を行うことにより、利用料金の減免の適用を受けることができることとされている。

世界の熱帯果樹温室の利用料金徴収事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 減免の申請について、下見見学の利用者から利用料金減免届出書を徴収していなかったもの
- イ 減免事由について、適用すべきフルーツパーク条例等の条文を誤って認識していたもの

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、フルーツパーク条例等及びフルーツパーク要綱に従い適正な事務を行われたい。

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

(緑政土木局関係分)

フルーツパーク要綱について調査したところ、誤字・適用条文の齟齬等が20か所（号単位。同一事由によるもの含む。）以上存在し、一部については、10年以上にわたり修正がなされていなかったことが確認された。

要綱は、条例や規則の具体的な解釈、運用、手続等を定めるものであり、事務を進める上での根拠となるため、その誤りは不適切な事務処理の原因となることが懸念される。

都市農業課においては、フルーツパーク要綱について速やかに必要な改正を
されたい。 (都市農業課)

なお、都市農業課においては、フルーツパーク要綱について改正を行い、必要な措置が講じられた。

(2) 生産物の売払い事務について（収入事務）

（緑政土木局関係分）

名古屋市東谷山フルーツパークでは、指定管理者は本市から園内で収穫した生産物の売払いを受け、来園者への販売や生産物を活用した収穫体験等のイベントを実施している。

生産物の売払い事務について、都市農業課が定めた通知によれば、指定管理者は生産物の収穫があった場合は、その日のうちに収穫量及び単価等を記載した生産物等出荷表兼売払伺を作成し、都市農業課へ提示することとされているが、実際には、生産物等出荷表兼売払伺を週ごとにまとめて提示する運用となっていた。

都市農業課においては、定期的に検査を実施するなど指定管理者による事務の適正性を担保しつつ、指定管理者が行う生産物の販売や収穫体験等の実態に鑑み、通知が業務の実態に即した内容になるよう改正されたい。

（都市農業課）

(3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によれば、物品管理者は、使用中の備品を備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。

本市は施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けており、その備品については年度協定に添付された貸付備品一覧に登載している。

また、指定管理に係る貸付備品等の管理に関する事務取扱要領によれば、指定管理者は、貸付備品の使用状況について毎年 1回検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。

指定管理者における貸付備品の管理事務について調査したところ、東山公園展望塔では毎年の貸付備品の検査が行われておらず、以下のような事例が見受けられた。

ア 貸付備品一覧に登載されているが所在不明の備品について、貸付備品一覧の修正を依頼していなかったもの

イ 廃棄した備品について貸付備品一覧の修正を依頼していなかったもの
サンエイ株式会社においては、毎年の備品の検査を確実に実施されたい。

(サンエイ株式会社【東山公園展望塔】)

(緑政土木局関係分)

東山総合公園においては、貸付備品の検査の確実な実施と報告をサンエイ株式会社に求められたい。(東山総合公園)

また、緑政土木局における貸付備品の管理事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 備品を廃棄していたにもかかわらず、備品台帳及び貸付備品一覧を更新していなかったもの(緑地利活用課、東山総合公園)

イ 指定管理者へ貸し付けているにもかかわらず、貸付備品一覧に登載していなかったもの(緑地利活用課)

緑地利活用課及び東山総合公園においては、備品台帳と貸付備品一覧の更新を漏れなく行われたい。

(4) 公園施設の管理許可について(財産管理事務)

都市公園法(昭和31年法律第79号)及び名古屋市都市公園条例によれば、公園管理者以外の者が公園内の便益施設等を管理する場合は、あらかじめ本市に申請書を提出して必要な許可(以下「公園施設の管理許可」という。)を受け、管理許可使用料を納入しなければならないとされている。

公園施設の管理許可事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 喫茶室の一面に設けられた物品販売スペースを、管理許可使用料の対象面積に含めていなかったもの

(名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ【荒子川公園】)

イ 指定管理者が設置した駐車料精算機等が、公園施設の管理許可を受けていなかったもの

(名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】)

名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ及び名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、便益施設等を管理する場合は、公園施設の管理許可を受け、管理許可使用料を納入されたい。

なお、各指定管理者においては、適正な公園施設の管理許可を受けるとともに管理許可使用料を納入し、必要な是正が講じられた。

(5) 公園施設の維持管理について（その他事務）

名古屋市東谷山フルーツパーク条例及び名古屋市都市公園条例に基づき、指定管理者が管理する公園では、指定管理者が公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）を行うこととされている。

公園施設の維持管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 建築物定期点検の結果、点検業者から非常用照明の不点灯を指摘されていたにもかかわらず、修繕していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】、
名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】）

イ 水景施設点検の結果、点検業者から制御盤の表示ランプの不点灯を指摘されていたにもかかわらず、修繕していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

ウ 温室前を流れる水路について、業務仕様書で定期点検を実施することが定められているにもかかわらず、定期点検を実施していなかったもの

（公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市東谷山フルーツパーク】）

エ 遊戯施設点検の結果、一部の遊具について落下・転倒が想定される箇所の基礎が露出していたこと等により、点検業者から使用禁止の判定を受け、その後、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにより露出部分を土で覆うなどの措置が取られたとのことであったが、実査当日において再び基礎が露出するなど危険な状況が改善されていなかったもの

（名古屋市みどりの協会・ミズノグループ【庄内緑地】）

公益財団法人名古屋市みどりの協会及び名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、建築物定期点検等の結果、点検業者から指摘を受けた事項に

ついて速やかに修繕されたい。

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、業務仕様書に従い温室前を流れる水路の定期点検を確実に実施されたい。

また、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、遊戯施設点検の結果、点検業者から指摘を受けた遊具について、再度、露出部分を土で覆うなどの措置を取るとともに、適宜遊具の状況を確認するなど利用者の安全を確保されたい。

なお、名古屋市みどりの協会・ミズノグループにおいては、露出部分を土で覆うなどの措置を取るとともに、適宜遊具の状況を確認するなど利用者の安全を確保する措置が講じられた。

(緑政土木局関係分)

名古屋市東谷山フルーツパークを所管する都市農業課においては、指定管理者による公園施設の維持管理業務が、業務仕様書に基づき確実に実施されていることを確認されたい。(都市農業課)

遊具による事故が生命にかかわる危険または重度の障害等につながる可能性があることに鑑み、庄内緑地を所管する緑地利活用課においては、指定管理者が点検業者から使用禁止の判定を受け必要な措置を講じた際には、当該措置を定期的に確認する仕組みとされたい。(緑地利活用課)

(6) 収支決算書について(その他事務)

今回の監査対象施設のうち、一部施設の業務仕様書においては、指定管理者は自主事業を行うことができるとされており、自主事業を行う場合は、指定管理業務と自主事業が区分された収支決算書を作成し市に提出するとともに、自主事業に要する経費に指定管理料を充ててはならないとされている。

令和元年度分の収支決算書の作成状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 指定管理業務と自主事業の経理区分を誤り、指定管理料で購入した切手を自主事業に使用していたもの

(公益財団法人名古屋市みどりの協会【名古屋市緑化センター・鶴舞公園】)

イ 光熱水費の消費税の税率の適用を誤っていたもの及び端数処理の方法とし

て、本来切り捨てるべきところ四捨五入していたもの

(岩間造園株式会社【名城公園】)

公益財団法人名古屋市みどりの協会においては、令和元年度の収支決算書を修正するとともに、今後の事務執行にあたっては自主事業に要する経費に指定管理料を充てることのないよう留意し、適正な収支決算書を作成されたい。

岩間造園株式会社においては、令和元年度の収支決算書を修正するとともに、今後の収支決算書の作成にあたっては、正確な金額を記載されたい。

なお、各指定管理者においては、令和元年度の収支決算書を正確な金額に修正し、必要な是正が講じられた。

(緑政土木局関係分)

緑地利活用課においては、収支決算書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し適正な収支決算書の作成について指導されたい。(緑地利活用課)

(7) 指定管理者募集要項及び業務仕様書について(その他事務)

(緑政土木局関係分)

本市では、指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして、指定管理者制度の運用に関する指針(以下「指定管理者制度運用指針」という。)を定めている。指定管理者制度運用指針では、指定管理者の募集要項に業務内容等を明記する際は、申請しようとする団体が個々の業務の趣旨・内容を理解し、効果的・効率的な提案ができるよう、具体的にわかりやすいものとするとしている。また、業務仕様書には個々の業務の詳細な内容を明記することとしている。

指定管理者募集要項及び業務仕様書(以下「募集要項等」という。)の記載内容について調査したところ、庄内緑地において、現在の指定管理者による管理開始以前から水景設備が故障により稼働していないため、定期点検が不要であるにもかかわらず、募集要項等では定期点検の実施を求めている事例が見受けられた。

緑地利活用課においては、指定管理者制度運用指針に従い適正な募集要項等を作成されたい。(緑地利活用課)

(8) 消防設備等の故障への対応について（その他事務）

名古屋市池下駐車場（以下「池下駐車場」という。）の管理運営については、名古屋市道路附属物自動車駐車場条例及び基本協定書等によりその取扱いが定められており、これらによると株式会社リテールバックオフィスサポート（以下「RBS」という。）は、災害等への対応として施設・設備等の点検を実施し危険箇所の把握を行い、速やかに対処することとされている。また、消防法等に基づく点検において不備が判明し修繕を要する場合は、本市と協議の上、本市の費用負担により修繕することとされている。

池下駐車場における消防設備等の点検及び修繕の状況について調査したところ、令和 2年 1月に実施した点検では、消防設備及び防排煙設備が故障しており、不作動となっている箇所が複数あることが判明していた。しかし、RBS から施設を所管する自転車利用課に対する報告が遅れたこと、自転車利用課と RBS による修繕に向けた協議が遅れたことにより、実際に修繕が行われたのは 6月及び 7月のことであり、約半年間にわたり故障したままの状態となっていた。

RBS においては、消防設備等の故障は重大な事故につながりかねないことを再認識した上で、各種点検により故障等が判明した際には速やかに対応されたい。（株式会社リテールバックオフィスサポート【名古屋市池下駐車場】）

（緑政土木局関係分）

自転車利用課は、令和 2年 2月及び 3月に RBS から点検結果の報告を受けていたものの、予算執行上の都合により翌年度に修繕を行うこととした結果、修繕に向けた RBS との協議の実施が 5月及び 6月になってしまい、修繕の遅れを招くこととなった。

自転車利用課においては、消防設備等の故障は重大な事故につながりかねないことを再認識した上で、各種点検による故障等が判明した場合速やかに報告するよう RBS を指導するとともに、報告を受けた際には速やかに対応されたい。

（自転車利用課）

第6 意見

1 都市公園の運営管理について

本市では、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、平成16年度以降、公の施設の管理に民間の活力を用いる指定管理者制度の導入が進められてきた。緑政土木局所管の都市公園についても、順次導入がなされてきたところである。

今回、指定管理者が管理を行う都市公園について監査を実施したところ、指定管理者が管理する公園施設について所定の許可を受けていなかった事例や、毎年の貸付備品の検査が実施されず本市も見過ごすなど、不適切な事例が見受けられた。

また、遊戯施設について点検業者から使用禁止の判定を受けた際、指定管理者が修繕の対応を行ったものの再度危険な状況となっていた事例なども見受けられ、維持管理が指定管理者任せとなっているのではないかと懸念される。

こうした状況は、市民の安心・快適な公園利用の妨げとなる恐れがあり、緑政土木局においては、指定管理者に対する監督・指導のあり方について検証されたい。

一方、近年、都市公園の魅力向上し利用を促進させるため、庄内緑地のバーベキュー機材のレンタルや、白鳥庭園における茶室を利用したガーデンウエディングといった指定管理者による新たな自主事業が展開されるほか、平成29年4月には、名城公園において民設民営の営業施設「tonarino（トナリノ）」が開設されるなど、民間のノウハウを活用した事業が進められている。

令和3年3月に策定予定の「名古屋市みどりの基本計画2030」においても、公園の魅力向上及び活性化のため、民間の自由なアイデアや活力を取り入れながら公園施設の再整備や運営管理等に取り組むこととしている。緑政土木局においては、引き続き、民間活力を活用した整備及び運営管理や指定管理者による運営管理の充実により、都市公園の魅力向上をはかられたい。

2 みどりが丘公園における墓地整備事業の見直しについて

みどりが丘公園は、当時における墓地需要の増大に対応するため、昭和59年度に整備を開始し、昭和63年度から墓地の供用を開始した緑政土木局所管の公園墓地である。現計画の事業期間は令和35年度までであり、先祖代々承継の必要な従来型墓地を47,000区画整備する予定として、現在も整備を進めている。

みどりが丘公園の整備事業は、公園整備事業と墓地整備事業に区分され、墓地公園整備事業特別会計において会計事務を行っている。公園整備事業については、一般会計からの繰入金を財源として整備を行う一方、墓地整備事業については、受益者負担の考え方にに基づき、用地取得含め墓地の整備等に要するすべての費用を墓地の使用料収入で賄うことを原則としているが、先行実施している用地取得や施設整備により単年度で収支不足となる場合には、一般会計からの借入金で補填している。

当該整備事業の現状について見ると、少子高齢化や核家族化などの社会情勢の変化や人々のお墓に対する考え方や価値観の変化に伴い、従来型墓地の新規貸付区画数は、募集区画数に対して大きく下回り減少傾向が続いていることから、区画の整備についても見送っている状況である（図 1及び表 1参照）。また、新規貸付区画数の減少に伴い使用料収入も減少しており、収支不足が発生する一因となっている。

そのような現状を踏まえて、緑政土木局では、従来型墓地の計画区画数の見直しや新たな形態である合葬式墓地の導入等を含めた抜本的な墓地整備事業の見直しの検討を進めているところである。当初、当該整備事業の事業期間は平成12年度までであったが、これまで平成16年、22年、28年と過去 3回にわたって市民ニーズの変化や建設コストの上昇等に対応して事業内容の見直しや事業期間の延伸が行われている。今回の事業計画の見直しにおいては、今後の墓地の需要動向や収支の見込みを十分に把握、分析した上で、合葬式墓地の導入や墓地申込要件の緩和等の新たな取組により事業収支の改善に努めるとともに、市民ニーズに合った墓地を安定的、継続的に提供できるよう努められたい。

図 1 募集・新規貸付区画数及び使用料収入の推移

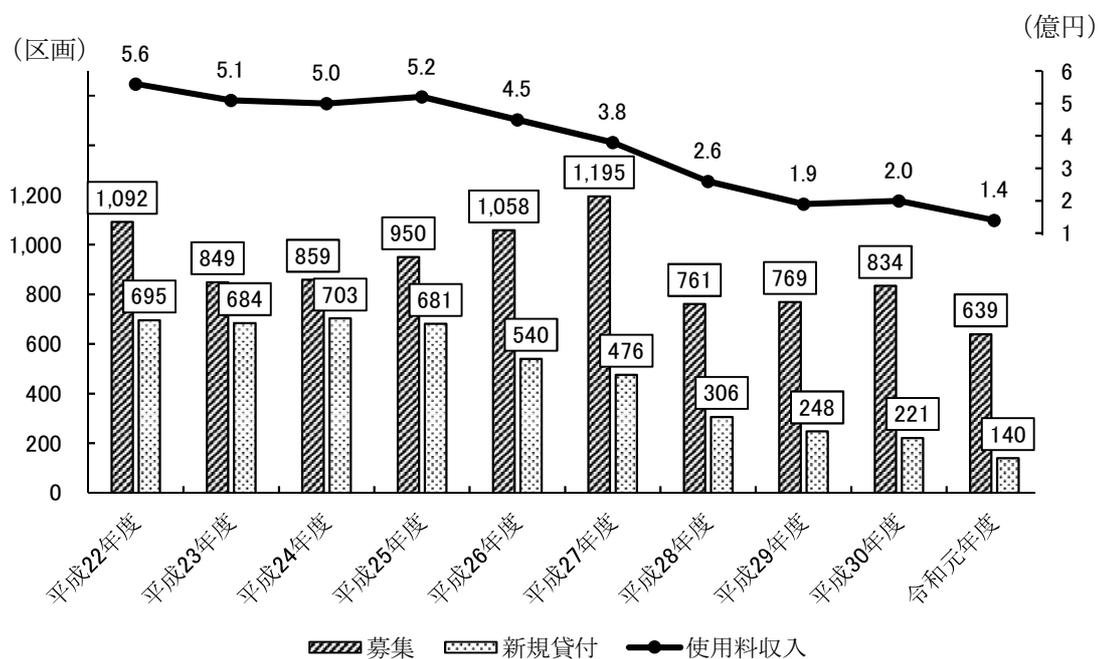


表 1 整備区画数の推移

(単位：区画)

年度	整備数	総整備数
平成22年度	401	23,178
平成23年度	662	23,840
平成24年度	768	24,608
平成25年度	750	25,358
平成26年度	636	25,994
平成27年度	0	25,994
平成28年度	0	25,994
平成29年度	475	26,469
平成30年度	0	26,469
令和元年度	0	26,469

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市東谷山フルーツパーク（所在地：守山区大字上志段味字東谷2110番地の 353）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・所 在 地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 果樹栽培の技術の研究及び指導、青少年への植物に関する自然科学的知識の普及、名古屋市東谷山フルーツパークの施設の供用等に係る事業の実施に関すること
- ② 名古屋市東谷山フルーツパークの有料施設の利用料金の徴収に関すること
- ③ 名古屋市東谷山フルーツパークの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
名古屋市東谷山フルーツパークの入園者数	434,882人	428,976人	502,736人
世界の熱帯果樹温室の入館者数	35,045人	39,219人	33,133人
駐車場の利用台数 ^(注2)	15,065台	10,063台	15,171台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は、世界の熱帯果樹温室及びくだもの館の一部を閉鎖した。

(注 2) 本市が指定する有料期間のみ算出

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	145,963	管理運営費	160,752
世界の熱帯果樹温室	4,947	(人件費を含む)	
駐車場	7,445		
収入合計	158,355	支出合計	160,752

2 名古屋市農業文化園・戸田川緑地（所在地：港区春田野二丁目3204番地 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：チームYMO
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 市民への農業に関する知識の普及啓発、花き栽培の技術の研究及び指導、農業文化園の施設の供用等に係る事業の実施に関すること
- ② 戸田川緑地の公園施設を一般の利用に供すること
- ③ 戸田川緑地の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ④ 農業文化園・戸田川緑地の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずの修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
農業文化園の入館者数	120,013人	117,189人	112,040人
戸田川緑地の入園者数 ^(注2)	962,597人	950,300人	913,866人
駐車場の利用台数 ^(注3)	6,086台	3,282台	4,034台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は農業文化園にある農業科学館及びフラワーセンターを閉館した。

(注 2) 戸田川緑地の入園者数は、とだがわこどもランド、サービスセンター、とだがわ陽だまり館等の利用者数の合計を指す。

(注 3) 本市が指定する有料期間のみ算出

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	195,557	管理運営費	192,455
収益事業還元金	1,000	(人件費を含む)	
収入合計	196,557	支出合計	192,455

3 名古屋市緑化センター・鶴舞公園（所在地：昭和区鶴舞一丁目 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・所 在 地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 緑化に関する相談及び指導、緑化に関する資料の展示、緑化に関する講習会・研究会等の開催、緑化センターの施設の供用等に係る事業の実施に関すること
- ② 緑化センターの施設の使用の許可に関すること
- ③ 鶴舞公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ④ 鶴舞公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ⑤ 緑化センター・鶴舞公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
名古屋市緑化センターの入館者数	192,161人	183,231人	176,585人
鶴舞公園の入園者数	4,639,191人	4,330,666人	4,146,440人
有料公園施設 ^(注2) の利用件数	305件	366件	367件
駐車場の利用台数	92,021台	58,260台	88,145台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間は名古屋市緑化センターを閉館した。

(注 2) 有料公園施設の利用件数は、鶴々亭（百華庵含む）、奏楽堂、普選記念壇の利用件数の合計である。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	228,658	管理運営費	238,082
収益事業還元金	3,500	(人件費を含む)	
収入合計	232,158	支出合計	238,082

4 東山公園展望塔（所在地：千種区田代町字瓶杵 1番 8号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：サンエイ株式会社
- ・所 在 地：刈谷市桜町三丁目 3番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 東山スカイタワーを一般の利用に供すること
- ② 東山スカイタワーの使用料の徴収に関すること
- ③ 東山スカイタワーの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
入館者数	290,360人	274,495人	239,757人

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 3日～31日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	92,637	管理運営費	93,064
収益事業還元金	1,527	(人件費を含む)	
収入合計	94,165	支出合計	93,064

5 名城公園（所在地：北区名城一丁目）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：岩間造園株式会社
- ・所 在 地：瑞穂区中山町六丁目 3番地の 2

(2) 主な指定管理業務

- ① 名城公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 名城公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
名城公園フラワープラザ来館者数	271,023人	226,009人	263,129人
名城公園の入園者数	— ^(注2)	1,371,714人	1,661,509人

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はフラワープラザを閉館した。

(注 2) 平成29年度まではフラワープラザと名城公園の一部を指定管理区域としていたため、入園者数を把握していない。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	115,817	管理運営費	116,875
収益事業還元金	740	(人件費を含む)	
収入合計	116,557	支出合計	116,875

6 荒子川公園（所在地：港区品川町 2丁目 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 荒子川公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 荒子川公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 荒子川公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
荒子川公園ガーデンプラザ入館者数	277,470人	282,573人	231,512人
荒子川公園の入園者数	683,626人	635,064人	629,263人
駐車場の利用台数 ^(注2)	934台	588台	574台

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はガーデンプラザを閉館した。

(注 2) 本市が指定する有料期間のみ算出

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	115,094	管理運営費 (人件費を含む)	110,629
収入合計	115,094	支出合計	110,629

7 庄内緑地（所在地：西区山田町大字上小田井 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋市みどりの協会・ミズノグループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 庄内緑地の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 庄内緑地の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 庄内緑地の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度 ^(注1)
庄内緑地の入園者数	1, 110, 238人	1, 077, 096人	1, 206, 716人
有料公園 ^(注2) 施設利用件数	38, 454件	38, 064件	32, 477件

(注 1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～31日の間はグリーンプラザ及び室内広場を閉館した。

(注 2) 有料公園施設の利用件数は、テニスコート、陸上競技場、ゲートボール場、室内広場の利用件数の合計である。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	140, 464	管理運営費	172, 646
収益還元金	27, 470	（人件費を含む）	
（駐車場収益還元金）	(21, 470)		
（その他収益還元金）	(6, 000)		
収入合計	167, 934	支出合計	172, 646

8 白鳥庭園（所在地：熱田区熱田西町）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：しろとりの杜グループ
- ・代表者名称：岩間造園株式会社
- ・代表者所在地：瑞穂区中山町六丁目 3番地の 2

(2) 主な指定管理業務

- ① 白鳥庭園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 白鳥庭園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 白鳥庭園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
白鳥庭園の入園者数	152,907人	147,927人	161,450人
有料公園 ^(注1) 施設利用件数	1,167件	1,173件	1,193件
駐車場（南側）の利用台数	18,876台	16,911台	17,669台

(注 1) 有料公園施設の利用件数は、庭園本館一の間、二の間、澄蘆、汲江軒、立礼席の利用件数の合計である。

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	99,321	管理運営費	99,750
収益事業還元金	500	(人件費を含む)	
収入合計	99,821	支出合計	99,750

9 日光川公園（所在地：港区藤前五丁目 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：PMI サンビーチ日光川
- ・代表者名称：タイガー総業株式会社
- ・代表者所在地：瑞穂区妙音通四丁目40番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 日光川公園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 日光川公園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 日光川公園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日光川公園プール入園者数	152,337人	139,035人	126,329人
駐車場の利用台数	32,308台	29,856台	26,443台

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	243,960	管理運営費 (人件費を含む)	243,949
収入合計	243,960	支出合計	243,949

10 徳川園（所在地：東区徳川町）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：徳川の杜グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① 徳川園の公園施設を一般の利用に供すること
- ② 徳川園の有料公園施設の使用料の徴収に関すること
- ③ 徳川園の公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
徳川園の入園者数	300,027人	337,986人	330,850人

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	127,315	管理運営費	126,754
収益事業還元金	1,017	(人件費を含む)	
収入合計	128,332	支出合計	126,754

11 みどりが丘公園（所在地：緑区鳴海町字笹塚 他）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：みどりの風グループ
- ・代表者名称：公益財団法人名古屋市みどりの協会
- ・代表者所在地：昭和区鶴舞一丁目 1番 166号

(2) 主な指定管理業務

- ① みどりが丘公園を一般の利用に供すること
- ② みどりが丘公園の墓地の使用料及び管理料の徴収に関すること
- ③ みどりが丘公園の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
墓地使用申込件数	248件	221件	140件
整備済区画数	26,469区画	26,469区画	26,469区画
墓地使用区画数	25,670区画	25,800区画	25,847区画

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	171,252	管理運営費	167,298
収益事業還元金	1,000	（人件費を含む）	
収入合計	172,252	支出合計	167,298

12 名古屋市池下駐車場（所在地：千種区覚王山通 8丁目29番 1）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社リテールバックオフィスサポート
- ・所 在 地：名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号

(2) 主な指定管理業務

- ① 駐車場を一般の利用に供すること
- ② 駐車場の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替えを除く。）に関する事

(3) 事業状況

（単位未満切り捨て）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
駐車場の利用台数（収容台数：190台）	159,003台	145,577台	145,599台
駐車場使用料	52,987千円	43,462千円	50,898千円

(4) 収支状況（令和元年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
利用料金	50,898	管理運営費 （人件費を含む）	41,486
		本市納付金	7,525
収入合計	50,898	支出合計	49,011